

新宿区教育委員会会議録

令和4年第10回定例会

令和4年10月7日

新宿区教育委員会

令和4年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年10月7日（金）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時14分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩一郎
委 員	年 綱 和 代		

欠席者

委 員	今 野 雅 裕
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝	学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子
教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二

書記

教 育 調 整 課 査 林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 大 原 颯 人
-------------------	---------------------

議事日程

議 案

- 日程第1 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第51号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する
意見について
- 日程第3 第52号議案 令和4年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について

協 議

- 1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用について

報 告

- 1 令和4年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について（中央図書館
長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

◎ 協議1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用について

○教育長 それでは、まず初めに、10月1日付で古笛委員が教育委員として改めて任命されたので、御報告させていただきます。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○古笛委員 お願いします。

○教育長 なお、これに関連いたしまして、議事に入る前に、協議1 新宿区教育委員会委員の通称名の使用についてお諮りします。

古笛委員におかれては、教育委員就任時にもお諮りをしたとおり、戸籍上の氏名は「吉田恵子」ですが、弁護士としては、「古笛恵子」のお名前で活動されていることから、引き続き、通称名「古笛恵子」の使用のお申出がありました。

古笛委員が、引き続き通称名を使用されることについて、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 はい。それでは、改めてになりますが、古笛委員から御挨拶をいただきたいと思います。古笛委員、よろしくお願いいたします。

○古笛委員 再任いただきました古笛です。引き続き、また4年間、新宿区の子どものために一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○教育長 ありがとうございます。

続きまして、教育長職務代理者の指名についても御報告がございます。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。現在は、星野委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもちましてその期間が終了となります。そのため、新たに令和4年10月17日から令和5年10月16日まで教育長職務代理者として、山下委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員 よろしく申し上げます。

◎ 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第51号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する意見について

◎ 第52号議案 令和4年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第51号議案 令和4年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する意見について」、「日程第3 第52号議案 令和4年度新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について」を議題といたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

第51号議案は、令和4年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第51号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第51号議案は非公開により審議するものといたします。

それでは、まず、第50号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第50号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本50号議案につきましては、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に育児を行うために取得する育児休暇の取得対象期間を拡大する、こういった内容となっているものでございます。

それでは、恐れ入ります、新旧対照表を御覧ください。

今回改正いたします内容としましては、育児休暇について定めております第29条の3第2

項において、その取得対象期間が出産の日後10週間までの期間内であったものを、出産の日以後1年までの期間内とするものでございます。

また、職員に養育する小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合の育児休暇の取得対象期間につきましては、出産予定日の8週間前の日から出産日後10週間までの期間内であったものを、同じく出産の日以降1年までの期間内とするものでございます。

附則です。施行期日は、公布の日でございます。

それでは、議案文1枚目にお戻りいただきまして、第50号議案の提案理由です。

人事院規則の改正に伴い、国家公務員の育児休暇の取得対象期間が改められたことにより、地方公務員においても同様の対応を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第50号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見などないようでございます。討論及び質疑を終了いたします。

第50号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第50号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、誠に恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 それでは、第52号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第52号議案 令和4年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について」御説明いたします。

○教育長 課長、分量ありそうですので、よろしかったら座って御説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、着座にて失礼いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

こちら第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、それと第2の令和4年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針、この2点につきましては、例年と特に内容の変化はございません。

それから2ページに移りまして、第3の点検及び評価会議の実施につきましては、7月26日に記載の学識経験者3名より御意見を伺ってございます。内容につきましては、後ほど御紹介をさせていただきます。

続いて、第4の令和3年度新宿区教育委員会の活動についてです。教育委員会における主な審議や取組内容につきましては、次ページにかけまして記載のとおりとなっております。

次に、4ページから9ページにかけましては、点検評価の対象となっております教育ビジョンの概要を載せてございますが、こちら説明のほうは省略させていただきます。

そして、11ページから52ページにかけまして、教育ビジョンの施策1から施策10まで全75の個別事業の取組状況等を掲載してございます。個々の事業内容につきましては、説明を割愛させていただきますが、主な事業につきましては、先ほど申し上げました学識経験者の皆さんから御意見を頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、恐れ入ります、53ページをお開きください。

この53ページから63ページにかけまして主な評価対象事業に対する学識経験者からの御指摘や御意見とともに、そのことに対しまして教育委員会の対応・判断を載せてございます。時間の都合もございますので、テーマごとに主立ったものをそれぞれ1つだけ御紹介させていただきます。

最初に、(1)の子ども一人ひとりの学びの保証についてです。

この対象となっている事業については、全部で5事業になります。

1の学力調査を活用した個々の学力の向上についてですが、1つ目の枠のところ、こちらで個々の子どもが学力に着目することはとてもよいとした上で、デジタルドリルの内容と連動させる取組に期待しているとの御意見を頂戴しております。

それに対する教育委員会の対応といたしましては、その右側に記載がございしますが、学力定着度調査については、各校が結果の分析を丁寧に行い、「学力向上のための重点プラン」を作成することで、日々の授業改善につなげている。

令和4年度からは、学力定着度調査の結果とデジタルドリルを連動させることにより、児童・生徒個々の調査結果に対応した事後課題にタブレット端末で取り組むことが可能になりました。

今後は、学力定着度調査後の説明会などで、デジタルドリルを活用した効果的な事後指導の進め方を各校と共有するなどして、学校の取組を支援していきますとしているものでございます。

続きまして、55ページをお開きください。

（２）の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進についてです。

こちら対象となっている事業は、４事業ございます。このページ、16番、その下の国際理解教育及び英語教育の推進のところで、日帰りでも英語キャンプを実施したことは、子どもたちにとって有意義な活動となっている、さらに拡充することに期待しているとの御意見を頂戴いたしました。

それに対しましては、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊型から通所型に変更し、日帰りで英語キャンプを実施しました。会場である教育センターを異国情緒あふれる景観に装飾したり、海外のレストランなどでのやり取りをリアルに体験するため、バーチャル・リアリティを活用したりするなど様々な工夫を凝らし、より実践的な英語力の定着に向けて取り組むことができました。

令和４年度は、感染対策を徹底の上、宿泊型の英語キャンプを実施する予定です。定員を小・中学生の部ともに100名に拡充するとともに、中学生の対象を１年生から３年生の全学年として実施するなど、より魅力あるプログラムとなるよう進めていきますということにしているものでございます。

続きまして、57ページ、（３）いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援を御覧ください。こちら対象となっているのは、５事業です。このページ、52番の不登校児童・生徒への支援のところでは、うまく他人と関われないからこそ、オンラインであれば生きる道があるという方もいるので、無理強いをしなくても、その子に合ったやり方で学ぶという方向性もきっと認められてくるので、これからはタブレット端末をどのように活用していくのが肝要であるという御意見を頂戴しております。

それに対しましては、不登校児童・生徒については、自宅でタブレット端末を使い、オンライン等で他者とつながる機会を作りました。今後、オンラインを用いた支援を行っていく際には、欠席が続いている児童・生徒の状況が一人ひとり異なることから、児童・生徒本人の意向や状況を踏まえて取り組んでいきます。

また、多様な教育機会の確保という観点から、つくし教室と連携したタブレット端末の活用など、オンラインを活用した支援の様々な可能性を検討していきますとしているものでございます。

続きまして、58ページ、（４）特別支援教育の推進についてです。

こちらは2事業が対象となっています。ここでは、すぐ下、55の特別支援教育の推進のところで、特別支援指導員の人数は年々増加しなければならないと感じているとした上で、各校の一人ひとりに応じた人数の配置は難しいので、学生ボランティアと連携しながら取り組んでいくのがよいのではないかと。先生方が研修等を通じて、学生ボランティアと良好な関わり方をしていけば、特別支援教育が一層充実するのではないかと。という御意見を頂戴してございます。

それに対しましては、学生ボランティアについては、協定を結んでいる大学から毎年度派遣していただいています。各校からの要請を基に配置していますが、年度によってボランティアの参加人数に変動があることから、その活用は各校で工夫して行っているところと。

今後、学生ボランティアの活用についての好事例を収集し、特別支援教育コーディネーターの研修会などにおいて周知していくなど、特別支援教育における学生ボランティアの連携を進めていきますとしているものでございます。

続きまして、59ページ、(5)外国籍等の子どもや保護者への日本語サポート体制の充実についてです。こちらは、3事業が対象になります。このページ、1つ目の枠のところ、57の日本語サポート指導のところで、新宿区も地域の方々の力を借りて、地域連携プラットフォームの一つとして、地域における外国籍の子どもを支援していくという方法もあるのではないかと。学校だけでは見えなかった生活のことなどが見えてくれば、そこで福祉との関係ができたり、様々な広がりができ、区の子どもたちを多面的にサポートすることができると。という御指摘を頂戴しております。

それに対しては、現在、放課後に支援員が教科指導を行う日本語学習支援事業では、外国籍の子どもたちの学校生活を手助けしたいという地域の方々などが、養成講座を受講し、ボランティアの支援員として教科指導を行っています。

今後も、子どもたちへの学習支援活動に意欲のある地域の方々などに協力をいただきながら、引き続き日本語指導に取り組んでいきますとしているものでございます。

なお、61ページから63ページにかけましては、その他の事業についても御意見を頂戴しておりますが、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

以上が主な評価対象事業等に対する御意見となります。

次に、それぞれの3人の先生方から総括的な御意見を頂戴しておりますので、御紹介をさせていただきます。64ページをお開きください。

初めに、浅田学先生からは、昨年度もコロナの影響を受けながらも、学校ができることを工夫しながら頑張ってきたと思うが、せっかく地域協働学校として活発に働いていこうとしたときにコロナ禍になってしまい、地域協働学校運営協議会の方たちも学校に手を差し伸べたいという気持ちがあるものの、それができない状況は非常に残念に感じているとした上で、子どもたちは外での活動を楽しみにしていて、学業以外の分野でやりたかったことがなかなかできず、ストレスがたまっている状況があるが、地域の方々の手を借りつつ、学校の教育活動が元に戻ってくれば、保護者も学校のことをよく理解できるようになるし、手が空けばいろいろなことに参加してくれて、地域や保護者も一体となった教育ができると思うので、学校も教育委員会のサポートを受けながら、引き続き頑張ってもらえたらと思うといったものでございました。

次に、藤井千恵子先生からは、今主体的・対話的で深い学びや、ICT、タブレット端末の活用などいろいろな課題がある中で、地域規模の課題としては、温暖化や異常気象、新型コロナウイルス感染症の猛威と、まさに予測不可能な時代であり、今の子どもたちが20年後、30年後に社会を引っ張っていく一人になるときに、真に力を発揮できるような大人になるよう、子どもたちを育てていかなければならないとした上で、本当の意味での主体的・対話的で深い学びの授業改善とは何かという根本に立ち返り、先生たちが切磋琢磨して学ぶような場が必要であるとの視点に立つと、学力調査の経年変化の分析や、デジタルドリルなどの取組も本当に素晴らしいことではある。目に見える学力と目に見えない学力というものがある中で、後者をどうやって伸ばしていくかをもう一度考えながら、いろいろな事業を進めていってほしい。

また、新宿区は大学が多い。大学との連携も視野に入れて地域協働学校の中には、大学の先生も加えていくなど、プラットフォームを広げていくことは、教育委員会しかできないと思う。全体としてよく取り組まれていると思うので、今後はさらにその上を追求しながら、次のステップに進んでいってほしいといったものでございます。

次に、65ページ、仲田康一先生からは、教育委員会がいろいろな事業に取り組み、説明を尽くして予算を得て、これだけのことを達成していることは、とりもなおさず区民の思いがある。敬意を表すとともに、引き続き、様々な人々のニーズに寄り添ってほしいとした上で、よく教育学では、大事なものだから測っているのか、測れるものだから大事にしているのかという問いを突きつけられることがあるが、見えない部分にどう魂が籠もっていくのが大事で、数字や形合わせだけで行ってしまうと、元も子もないことである。教育委員会には、

ぜひ学校の中にどのようにして魂を込めていけるかという観点から、学校の取組を支えてほしいといったものでございました。

最後に、66ページですが、こちらは本報告書のまとめといたしまして、1つ目の丸印のところでは、令和3年度の取組の進捗状況や成果の総括について、2つ目の丸では、新宿版GIGAスクール構想に基づくタブレット端末の活用について、3つ目の丸では、障害のある児童・生徒や、不登校、外国籍の児童・生徒等への支援について、そして次ページになりますが、4つ目の丸のところで、本報告書の締めくくりをそれぞれ記載のとおりまとめているものでございます。

それでは、大変長くなりました議案の1枚目にお戻りいただきまして、第52号議案の提案理由です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第52号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

また、何かございましたら、事務局などにちょっとお話ししていただければと思います。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、討論及び質疑を終了いたします。

第52号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 令和4年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告2 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和４年第３回新宿区議会定例会におけます代表質問等に関する答弁要旨について、質問順に御説明申し上げます。

１ ページ目を御覧ください。

Ⅰ 立憲民主党・無所属クラブの代表質問でございます。

１、子どもの貧困対策についてです。２行目から読まさせていただきます。

国は今年度から３年間で集中取組期間としてヤングケアラーに対する社会全体の認知度を向上させるとしております。４行目飛ばしまして、まずは周知啓発による区民への認知度向上を図るところから始まることになると思うが、そうした取組に加え、学校の職員等、実際に関わる方々へのヤングケアラーを発見するための研修をしていかなければならないと思うが、いかが。また、主にどのような支援をしているのかとの御質問です。

教育長答弁です。

今年度５月の生活指導主任会では、昨年度に引き続き、厚生労働省の資料を活用し、ヤングケアラーに関する研修を行い、ヤングケアラーの具体的な例や、学校での把握の方法について確認をしました。その内容については、生活指導主任から自校の教職員へ周知をしています。また、６月には東京都教育庁教職員向けデジタルリーフレット及び教職員向けヤングケアラー相談専用ダイヤルについて、全区立学校に周知をいたしました。今後も、生活指導主任会等でヤングケアラーについての研修を行い、認知度の向上に努めていきます。また、各区立学校では、ヤングケアラーと思われる児童・生徒の家庭の状況や、児童・生徒自身が困っていること、学校で行うことができる支援の方法について、学校全体で情報共有をしています。例えば、家庭学習が難しい場合は学校で個別指導を行ったり、定期的にスクールカウンセラーとの面談を行うなど、それぞれの児童・生徒に合った支援を実施しています。また、スクールソーシャルワーカーなどの助言を受け、必要に応じて子ども家庭支援センターなどの関係機関が集まり、支援の方法や各機関の役割分担について検討していますと答弁いたしました。

２ ページを御覧ください。

Ⅱ 新宿未来の会の代表質問でございます。

１、信仰の自由及び内心の自由についてでございます。

２行目の後半から読みます。信教の自由や内心の自由については、憲法で保護される権利だが、他方で、信仰を理由に他社の生命、財産、人権を侵害することもまた認められていない。こうした観点から、親権者、養護者が特定の信仰にあっても、子ども自身の生命、財産、

人権は侵してはならないという、中立的な教育をすべきと考える。4行飛ばしまして、そのための基礎知識として、おのこの思想信条があるという事実を教えることは肝要ではないかという御質問です。

教育長答弁です。

政治及び宗教に関する教育については、教育基本法第14条、第15条に規定されており、学習指導要領にも適切に行うよう、特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものと示されています。中学校社会科公民的分野の教科書には、「憲法」についての学習で、精神の自由に、自分で物事を考え判断する思想・良心の自由や、宗教を信仰するかしないか、どの宗教を信仰するかを自分で決める信教の自由があることが示されております。また、「政治」の学習では、日本の主な政党が公約とともに示され、様々な政策や理念を持っていることを学んでいます。教育委員会では、教育基本法第14条、第15条や学習指導要領に基づき、宗教や政治に関する教育を適切に慎重に行っていくことが大切であると考えていますと答弁いたしました。

Ⅲ自由民主党の一般質問でございます。3ページ。

1、コロナ禍での子どもの体力低下等についてでございます。

(1) 2行目から読みます。体育の授業では、コロナ前と同水準で運動に取り組んでいると考えているか、1行飛ばしまして、体力の向上の取組について見解を伺う。

(2) 小学校の水泳の授業で使うプールを、校外の屋内温水プールに変えて行う自治体が出てきた。義務教育の中で扱う水泳の学習で、校内プールと校外の屋内温水プールを使うのでは、教育の効果に違いがあるのか。屋内温水プールであれば、天候に左右されず、また、季節を問わずに行うことも可能かと思うが、いかがか。

3行飛ばします。現在、小・中学校のプールの維持管理、授業の実施に年間どの程度の費用がかかり、今後、改修等の費用がどの程度かかるのか。また、現在、水泳の授業をするに当たって、水質管理等、教職員がどのような責任を担っているのかという御質問です。

次長答弁です。

(1) 4行目から、読みます。

令和4年度においては、特段の制限は設けておらず、各校では十分な感染症対策を講じた上で体育の授業を行っており、コロナ禍以前の活動の状況に戻りつつあります。また、体力向上に向けた取組として、スポーツギネス新宿の取組を進めています。令和2年度と3年度においては、コロナ禍においても児童・生徒が日常的に体力向上に取り組めるよう各校で工

夫して取り組んできました。小学校では、バレーボール円陣パスや長縄を用いた種目など、密集したり接触したりする可能性がある種目については、人数制限をしたり、屋外の換気のよいところで行ったりするなどして取り組みました。中学校でも、ダブルダッチについては感染症の状況を見ながら、実施時期の変更を図り、取り組みました。令和4年度においては、感染症対策を講じて、スポーツギネス新宿の種目や、実施形態を戻しつつ、児童・生徒が楽しく日常的に体力向上に取り組めるように努めています。

(2) です。教育効果の面で、屋内プールか校外の屋内温水プールかによる違いはありません。水泳の学習の実施時期は6月から9月までと、ある程度余裕を持った設定としているため、天候が指導に与える影響を最小限に抑えた上で、学習指導要領に基づき、適切に指導を行っています。また、プールの維持管理に係る経費としては、水質検査のための薬品代などの消耗品費として約390万円、水道料金としては、令和元年度の実績値で約3,600万円です。プールの改修等につきましては、水質管理のためのろ過装置を10から15年の周期を基本として修繕しているほか、プール槽やプールサイドの塗装など、適宜状況を確認し対応しており、直近3年平均で見ますと、実施校が15校、経費は約4,200万円でございます。

2行飛ばしまして、また、各学校では、児童・生徒が安全に水泳の学習を受けられるように、プールの管理において、循環ろ過機・薬品注入器などによる水質管理、プールサイや排水口などの施設の衛生・安全管理、注水・排水施設を用いた水位管理などを行っております。校長・副校長と体育主任等を中心に、各校で工夫をしてプールの管理を行っています。

1枚おめくりください。4ページ、新宿区議団公明党の代表質問です。

1、物価高騰等対策について。

(1) の最後の2行、読まさせていただきます。これまでの物価高騰対策の取組状況と、制度開始から間もないものもあるかと思うが、その効果について伺います。

(2) 下2行です。今回の補正予算での対応を行う事業についての取組やその効果についてどのようにお考えか。

教育長の答弁です。

(1) 2行目後段からです。本年7月から区立学校における給食食材料及び私立幼稚園の給食やおやつに係る食材料等への補助を実施しています。これらの補助を迅速に実施したことにより、食材料費の上昇分を保護者や運営事業者に御負担いただくことなく、各区立学校及び私立幼稚園において質の維持を確保しながら、安定した給食等の提供が図られているものと認識しています。

(2) 2行目の最後から読みます。私立幼稚園の運営に係る光熱費やスクールバスの運行に係る燃料費、女神湖高原学園で提供する食事の食材料費、運営に係る光熱費や燃料費、また、地域図書館の運営に係る光熱費について、新たに9月から補助対象に追加することを予定しています。これらの経費の高騰分を運営事業者や指定管理者へ補助することで、運営事業者等の安定的運営を図り、施設を利用する園児や区民の方々へのサービスの質の確保につなげていきたいと答弁いたしました。

2、医療的ケア児及び保護者の支援についてです。

(1) 下2行を読みます。医療的ケア児支援法施行に対する取組状況について伺う。

(2) 下2行読みます。ふだんの授業と異なる行事やプールなどへの参加の在り方を決定する際には、ぜひ保護者の意見を取り入れてもらえたら——5ページ目お願いいたします——よりよい環境で学ぶことができるとの御意見をいただいた。ぜひ方針決定の際には、保護者の意見もしっかり聞きながら判断し、進めてほしいという御質問です。

(3) 医療的ケア児の通常級への進学には——2行飛ばします——施設面ではどのような課題があり、どのように対応したのか。また——2行飛ばします——新たな校舎を設計する場合には、設計の段階からそのような進学を前提に、バリアフリー化を取り入れた設計とすべきと考えるかという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 2行目から読みます。今年度は区立学校に2名の医療的ケア児が入学したことから、具体的な取組として、当該児童への医療的行為を行う学校看護師の配置や、状況に応じて身体的介助を行う介助員、授業において学習支援を行う人員を配置し、医療的ケア児の学校生活を支援しています。

(2) 2行目から読みます。水泳の学習や行事の参加については、保護者の意見を聞いた上で、安全を十分確保して実施するために、校内の「医療的ケア児安全委員会」を開催し、専門の指導医に指導や助言を仰ぎ、参加の可否や提案された参加方法等について協議・検討し、その上で最終的な判断を行っています。

(3) 3行目中段から読みます。今年度入学された児童のケースでは、医療的ケアを実施するスペースが必要であったため、ほかの利用に供していた部屋について空調・電気設備を設ける工事を入学前に実施し、専用スペースを確保することで、安全に医療的ケアを実施できる環境を整備しました。今後、校舎の建て替えや改修においては、区長部局と綿密に連携・協議しながら、医療的ケアが必要な児童・生徒の入学を想定し、医療的ケアを安全に実

施できる施設・設備とすることで、医療的ケア児がともに学べる教育環境の確保に取り組んでいきますと答弁しました。

3、学校教育における環境整備について。

(1) 2行目から読みます。本年6月にスポーツ庁が、8月には文化庁の各有識者会議が部活動の担い手を教員から地域人材へ移行するよう提言した。これにより、運動部または吹奏楽部等の文化部活動は、令和5年度から7年度を改革集中期間と位置づけ、休日の活動を学校から民間団体や事業者に移行することとしている。下、3行目に飛びます。部活動指導員の確保を含めた民間提案制度の活用についてと、令和5年度から始まる改革集中期間の部活動の支援についての検討と研究の進捗状況についての御質問でございます。

6ページ、お願いいたします。

(2) 下3行読みます。本区では、運動部、文化部を合わせて110以上の部活動が行われている。地域移行の推進については、移行できる部活動から徐々に行っていくべきと考えるが、いかがか。

(3) これまで部活動に情熱を注いできた教員も多くいると思われる。こうした教員の地域移行後の部活動の関わりについては配慮が必要と考えるが、いかがか。あわせて、教員によっては部活動に熱心に取り組むあまり長時間労働となり、働き方改革に逆行してしまうことについてどのように対応していくのか。

(4) 3行目から読みます。8月15日付産経新聞には、「『安全性に問題あり』と判断された設備が都道府県庁所在地47市区のうち19市区の公立小中学校で見つかり、計1,298か所に上る」と報道されました。本区では、文科省が通知した学校施設設備の総点検を実施したところ、3件あるとお聞きしたが、その後の対応について伺う。3行飛ばします。引き続き、児童・生徒の安全確保については、各学校としっかりと連携を取り、その都度速やかに対応すべきと考えるが、所見を伺うと御質問です。

(5) 下から4行目から読みます。新聞を活用した学習について、どのような認識をお持ちか。また、これまでに新聞を活用した学習の事例などもあれば伺う。1行飛ばします。継続的に新聞を学習で活用するためには、学校での購読を推進すべきと考えるがいかがかという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 令和元年度から部活動指導員を配置し、部活動の質的向上を図るとともに、教員の働き方改革を進めています。しかし、御指摘のとおり、安定的・継続的な人材の確保が課題

となっています。そこで、今年度、「民間提案制度」を活用し、部活動指導員の一部委託化に向けて現在検討しています。また、令和5年度からの「改革集中期間」における部活動支援については、部活動指導員の一部委託化を着実に実施していく中で、国や他自治体の動向等も注視しつつ、校長会とも協議をしながら研究を進めていきます。

(2) 下から3行目です。部活動の意義の継承や部活動を地域移行した際の受皿となり得る団体等の育成・確保など、様々な課題を整理しながら検討していきますと答弁しました。

7ページ、お願いいたします。

(3) 4行目から読みます。部活動の教育的意義を将来にわたり継承していく観点から、指導を希望する教員が校務等に支障のない範囲で引き続き部活動の指導を担っていけるよう、学校とも情報共有に努めながら検討を進めていきます。なお、部活動に熱心に取り組むあまり長時間勤務となる教員に対しては、ワークライフバランスを考えた勤務を行うことの重要性を指導・助言することで、教員の働き方改革に対する意識を高めていきます。

(4) 全区立学校における施設整備の安全確保については、「新宿区立学校危機管理マニュアル」の中で、毎年度実施する技術者による専門点検に加え、毎学期1回以上施設整備の安全点検を実施するよう定めており、各学校が定期的にチェックリストに基づき、点検を実施しています。昨年、他自治体での学校設備の事故を受け、文部科学省の通知に基づき、設置経緯不明等の理由により、これまで点検の対象外になっていたものについて、全校で緊急点検を実施したところ、プールの鉄柵、壁面の装飾物及び外灯の3か所について、安全対策が必要であることを確認したため、撤去や安全対策を講じるなど、既に対応済みでございます。

(5) 多くの情報があふれ、デジタル化が進む社会の中で、適切な情報を選び、活用する力を児童・生徒に育むためにも、新聞を活用した学習を行うことは大切であると認識しています。区立学校では、これまでに各教科や朝学習の時間などを使い、新聞を活用した様々な取組を行ってきました。例えば、国語科の学習で紙面から表現や構成の工夫を学んだ後に自分で新聞を書く活動や、子どもたち一人ひとりが気になる内容の新聞記事を選び、その要旨と記事に対する自分の考えや思いをまとめて発表する活動などを行っています。また、弁論大会のテーマ探しに用いるなどの実践もあり、幅広く活用されています。今後も、学校での購読を継続し、新聞を活用した学習の推進に努めていきますと答弁いたしました。

次に、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問です。

1、安倍元首相の「国葬」と統一教会の問題について。

1行目です。安倍元首相の国葬に関して、下から3行目読まさせていただきます。区有施設、区立学校で弔旗の掲揚や黙祷などを行わせ、区民、区職員、児童・生徒に弔意表明を押しつけることは、今回もこれからもあってはならないと考えるが、いかがかという御質問です。

教育長答弁です。

弔旗掲揚や児童・生徒への弔意表明について、特段の通知や依頼をする予定はありません。今後、国から要請や通知等があった場合には、その内容に基づき対応を検討しますと答弁いたしました。

おめくりください。8ページです。

2、コロナ禍と物価高騰からくらしと営業を守る施策についてでございます。

4行目の真ん中に、葛飾区はとございまして、2行飛ばします。葛飾区は、来年度から給食を完全無償化すると発表しました。所得制限を設けない学校給食の完全無償化を23区で初めてである。新宿区でも学校給食の無償化に踏み出すべきではないかという御質問です。

教育長答弁です。

学校給食費については、学校給食関連法令に基づき、保護者に御負担いただくことを基本としながらも、就学援助制度により支援が必要な御家庭に対しては、実費支給をさせていただいています。また、令和4年7月からは、昨今の食材料費の高騰への対応として、学校給食費に対する高騰分の補助を公費で実施することにより、保護者に御負担いただくことなく質の維持を確保しながら、安定した給食の提供に取り組んでいます。

今後も、適宜状況を踏まえながら適切に対応していく考えであることから、学校給食費の無償化については、現時点では予定をしていませんと答弁いたしました。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

区立の小・中学校及び幼稚園、保育施設での感染を抑えるため、職員に対し東京都が行っているのが、集中的・定期的検査である。ところが、新宿区では各施設任せにし、実施施設数も把握していないと聞いている。区と教育委員会の責任で、どの施設でも希望者が実施できるようにすべきではないか。現時点で実施している施設数も併せて伺う。

教育長答弁で、教育委員会部分をお答えしております。

区立学校・園に対して、東京都の集中的・定期的検査への申込みや積極的な活用について定期的に周知しており、各校・園に検査を希望する職員がいる場合、対応できる体制を整えています。検査の実施状況については、9月初旬に調査を行っており、全ての区立学校・園

が検査キットを東京都に申し込み、必要に応じて検査を行っていることを確認しています。

続きまして、一般質問です。

1、若者への支援について。（1）2行目の「港区では」とございまして、3行目から読みます。区独自の給付型奨学金制度を実現している。国が支援対象としている年収約270万円未満の世帯は、国の支援額に区が上乗せ支援し、国の対象とならない年収約480万円未満の世帯については、段階に応じて支援をするものである。新宿区でも港区のような給付型の奨学金の充実を図るべきと考えるが、いかがかと御質問です。

（2）足立区では、東京都育英資金・日本学生支援機構第一種奨学金・区育英資金の貸付けを受けている、または受ける予定の方に対して、学校を正規の修業年数で卒業後、10年以内に区に住民税を2年度分以上納税した後、奨学金の借入総額の半額（上限100万円）を助成している。新社会人としてスタートした後、まだ給料も少ないときに奨学金返済の負担が軽減され、大きな支援となっている。新宿区でも、同様の助成をしてはいかがかという御質問です。

9 ページ、お願いいたします。次長答弁です。

（1）教育委員会では、高等学校等への入学が困難な方を対象に修学上必要な費用について奨学資金の貸付けを実施しています。今後も、同事業を継続していくことから、専門学校・大学へ進学を対象とした給付型奨学金の創設は考えていません。

（2）新宿区奨学資金貸付条例では「災害その他特別の事由により奨学資金の貸付けを受けた者の奨学資金の返還が困難であると認めるときは、本人の申出により、返還方法を変更し、又は返還金の全部若しくは一部を免除することができる」と規定しています。教育委員会では、奨学資金を返済している方に対し、「残高通知や督促状の送付の際などに、お支払いが困難あるいはお困り事があれば、御相談ください」という文書を同封して周知をしています。また、生活困窮等の御相談があった際には、返済している方の状況等を詳しくお伺いし、同条例の規定に基づき適切に対応していることから、奨学資金の返済への支援については考えておりませんと答弁いたしました。

続きまして、一般質問です。

西武新宿線高田馬場駅・中井駅間の開かずの踏切対策についてでございます。

下落合駅は、南口と北口の改札があり、構内は線路をまたいだ通路がある。学童擁護員の方にお話を伺うと、多くの子どもたちが踏切で足止めされ、遅刻が常態化しているとのこと。一番下まで飛ばしまして、子どもたちについては、駅構内の通行を許可するよう西武鉄道に

求めてはいかがという御質問です。

次長答弁です。

西武新宿線下落合駅の踏切を利用する児童・生徒は、区立小学校2校14名、区立中学校1校3名の計3校17名いると把握しています。該当する児童・生徒が通う学校においては、踏切によりやむなく始業時間に遅れた場合でも、遅刻扱いしない対応を取るとともに、始業時間を守れないことについては、児童・生徒の心情に配慮しながら、教職員による声かけを行っています。踏切は区立学校に通う児童・生徒に限らず、様々な方が利用されているため、教育委員会として区立学校の児童・生徒のみ駅構内の通過を許可するよう、西武鉄道に求めることは考えていませんと答弁いたしました。

次、社民党一般質問です。

1、いのちとくらしを守る区政運営についてです。

下3行読みます。2学期が始まってからの学校での学級閉鎖や移動教室の切上げも報告されている。子どもたちの感染状況と今後の対策について、考えを伺うという御質問です。

教育長答弁です。

教育委員会で把握している直近までの感染報告では、区立幼稚園・区立学校に通園・通学する園児・児童・生徒の感染報告は、2学期以降1日平均14人程度であり、これまでに10学級で学級閉鎖を実施しています。御指摘のとおり、小学校第6学年の移動教室において、出発後に体調不良の児童が複数生じたため、二泊三日の行程を切り上げ、2日目に帰宅する判断をした学校もあります。依然として、感染状況が厳しい状況を受けて、各園・各校においては、基本的な感染対策の徹底に取り組むとともに、宿泊行事においては、感染リスクが高まる場面が生じることを踏まえ、出発前のPCR検査に加えて、出発前日に抗原検査を実施するなどさらなる感染対策の強化を図ることで、教育の機会の確保に取り組んでいきますと答弁いたしました。

2につきましては、学校給食費の完全無償化で、先ほどと同様のお話で割愛させていただきます。

続きまして、スタートアップ新宿、一般質問の1、教育について。

(1) 先日、区民の方から「ある小学校の担任の先生が産休で1学期限りの勤務であることが、4月当初から分かっていたのに、8月末まで新担任が公表されなかった。教員の人材不足で教育の質は低下しないのか。」という御意見をいただいた。2行飛ばします。「なぜ速やかに新担任が公表できないことがあるのか。また、教育の質の担保についてはどのような

に考えているか。」

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法では、残業代を払わずに給料の4%を一律支給することになっている。これは教員定額働かせ放題を許容する制度であり、問題である。4行飛ばします。給特法の問題について、新宿区ではどのように認識をされているか、国や都とも連携し、法律の廃止や残業代を独自に支払うこと、また、業務プロセスの効率化に取り組むことが重要と考えているが、いかがか。

11ページ、お願いいたします。

(3) 最初にEBPMとございますが、Evidence Based Policy Makingということで、エビデンスに基づく効果的・効率的な教育改革を推進することがEBPMというものでございます。下から5行目から読みます。現在の教育政策はEBPMによって作られたものか。EBPMで政策を改善する考えはあるか。教育委員会、教員がEBPMによって授業の在り方を見直すということが重要であると考えているが、何か取り組まれていることはあるか。教育政策の研究を行うためにも、専門家との連携や教育政策シンクタンクの設置が必要であるとするが、いかがかという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 新担任の公表については、原則前担任が在職中に行いません。また、今回は夏季休業期間中に産休期間となったことから、2学期の始業式での紹介となったもので、通常の公表スケジュールと認識しており、特に問題はなかったと考えています。教育の質の担保については、本区においては、産休代替教員や学習指導支援員へ年間を通して学習指導力の向上や生活指導力の向上に向けた研修を実施しています。また、退職校長による授業観察を実施し、授業力の向上に努めるとともに、東京都主催の研修会にも参加するよう通知をしています。研修や各校の努力により、一定の教育の質は保たれていると認識していますが、人材不足による配置的な不安や授業力についての不安があることは、教育委員会としても承知をしています。

(2) 公立学校の教員の給与については、給特法により、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額4%を教職調整額として支払うものとされています。この教職調整額は、国が1966年に実施した「教員勤務状況調査」を基に決められています。当時と現在では、教員を取り巻く環境が異なっていることは認識していますが、給特法に定めがあること、また、公立学校の教員は県費負担職員であり、給与については都道府県の条例で定めることとされているため、新宿区独自に教員の給与について定めることは困難

です。

(3) 現在の教育委員会の施策は、平成30年2月に策定した新宿区教育ビジョンに基づいています。教育ビジョンそのものは、EBPMの手法により策定されたものではありませんが、教育ビジョンの個別事業の中には、学力定着度調査や体力テスト等の分析結果に基づき事業改善を行っているものがあります。授業の見直しについて、例えば、各種学力調査においてデータを活用し、平均値との差や目標値との乖離のみを注目するのではなく、児童・生徒一人ひとりの経年変化や意識調査との相関関係を分析しています。これについては、教育委員会による研修会でも取り上げ、各校では結果を踏まえて、ICT機器や各資料、実物など視覚に訴える教材を活用したり、タブレット端末を活用して、前の学年の学習内容で課題がある単元を家庭学習とも並行して取り上げるなど、具体的な取組を行っています。

教育政策シンクタンク設置については、新宿区教育ビジョンを策定するに当たっては、教育懇談会を開催し、学識経験者から講話をいただくとともに意見交換を行うことで、充実を図りました。

また、学校では、日頃から校内研究会において大学教授等を講師として招いており、専門家との連携により、教育活動の充実を図っています。このほか、教育委員会においても第三者評価制度を設け、学識経験者や研究者が評価委員として学校を訪問し、教育課程の取組状況の評価や改善の提案をしています。教育委員会に教育政策シンクタンクを設置することは考えていませんが、引き続き、専門家との連携を図ることなどを通じて、教育施策の質の向上に努めていきますと答弁をいたしました。

以上で、第3回区議会定例会の答弁要旨についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中央図書館長 報告の2つ目になります。「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗についてでございます。報告2の資料を御覧ください。

こちらの子ども読書活動推進計画につきましては、平成13年12月に施行されました「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づく法定計画でございます。

新宿区におきましては、現在、令和2年から5年までを計画期間とする第五次の計画に基づき、取組を進めているところでございます。事業の効果的な推進を測る進行管理の指標として、「3つの具体的な取組の方向性」ごとに定めた数値目標について、令和3年度の進捗状況がまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。

3つの具体的な取組の方向性のうち、まず1つ目でございます、地域、図書館、学校等と

の連携による読書環境・読書機会の充実でございます。

まず、数値目標の1つ目としまして、区立図書館の子どもの貸出冊数でございます。（1）が個人の貸出冊数でございます。令和3年度の実績値につきましては、上から小学生以下、中学生、高校生等合計というものでございます。

（2）につきましては、令和3年度の実績値が小学生以下、中学生、高校生等と、記載のとおり冊数でございます。

（3）につきましては、団体貸出の冊数でございます。こちらは記載のとおりでございます。令和2年度につきましては、（1）の四角の中の下に記載をしてございますが、コロナ対策としまして、令和2年3月1日より館内利用を中止しまして、同年4月11日から5月31日まで完全休館、6月1日から6月末まで予約資料の貸出しのみを実施、7月1日より開館ということで、令和2年度は休館期間等がございましたので、実績値についてはそれぞれ少なくなっているものでございます。

次のページを御覧ください。

2つ目、全ての子どもに対する発達段階等に応じた読書活動の支援でございます。

数値目標2、絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率でございます。こちらにつきましては、令和2年度、3年度ともコロナの関係で読み聞かせを休止中となっておりまして、実績値がございません。

その下、数値目標3、自主的に1日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合でございます。

こちらにつきましては、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」における新宿区の数値、小学校6年生対象ですが、こちら記載のとおりでございますが、令和2年度につきましては、この調査がありませんでしたので、ハイフンという記載になってございます。その下の括弧書きでございますが、昨年度その調査がなかった関係で、教育支援課のほうで行っております児童・生徒の学校図書館活用及び読書活動等に関する調査報告におけます「この1か月に朝読書の時間でないときに本を読みましたか。読んでいる途中でもよいです」という設問結果のパーセンテージを参考として記載したものでございます。3年度も参考として、同じく記載をさせていただきました。

その下、数値目標4、区立図書館を利用したことのある中・高生の割合でございます。

こちらにつきましては、次回の中・高生アンケートにつきましては、次の第六次計画の策定時に実施する予定でございますので、実績値の記載はございません。

次のページ、3、地域における子ども読書活動推進の基盤整備でございます。

こちらは、数値目標といたしまして、図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動というものでございます。上の四角が図書館サポーターで読み聞かせをしている人の数、その下が区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことがある人数というものでございます。図書館サポーターで読み聞かせをしている人の数は減っていますが、区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことがある人の数は増えている状況でございます。こちらにつきましては、令和4年7月にサポーターアンケートを行いまして、その結果、幼稚園ですとか保育園での読み聞かせを行っているサポーターの方々が回答されたものでございます。サポーターの方々のほうで読み聞かせができる場所を自主的に広げていただいているものと認識しているところでございます。

報告は以上でございます。

○教育長 説明、ありがとうございました。説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○星野委員 9ページの西武新宿線の問題ですが、下落合に在住している人間として、確かに朝は、特に上り線の高田馬場で乗り降りが遅滞すると、踏切はなかなか開かなくなってしまうように感じます。実際に踏切をくぐっている人はあまりいないようですが、閉まる直前に急いでくぐっている大人は案外多く見受けられます。学校での対応はもちろん重要ですが、事故が起こってからでは遅いので、学校以外での根本的な対応が必要だと思います。

○次長 これについては、教育委員会の答弁部分だけ抜粋して記載しておりますが、実際には都市計画部で区全体的として西武鉄道とさまざまな意見交換をおこなってございますので、また本日、星野委員からいただいた御意見を都市計画部にきちんと伝えさせていただきたいと思えます。

○星野委員 よろしく申し上げます。

○教育長 ほかにどうでしょうか。

○古笛委員 1番目のヤングケアラーの問題です。

今ある意味、大きくヤングケアラーの問題が注目されていますが、ヤングケアラーに限らず、子どもが困っている家庭の問題というのは、その子どもの困っている状況を救ってあげるのがなかなか難しいですけれども、子どもを救う最後のとりでとして学校には大きな意義があるので、この問題を重要に考えたいなと思っています。

また、それと同時に子どもの家庭の問題となると、子どもが知られたくないこと、子ども

のプライバシーの問題だとか、それから保護者の問題などもあるので、重要な問題で積極的に取り組みつつ、慎重な御対応をお願いできたらと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、報告1のほうですが、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方ということで、年綱委員お願いいたします。

○年綱委員 図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動ということですが、学校の中でお母様方が読み聞かせをやっているというところもあります。ここでは図書館サポーターということで分かるのですが、読み聞かせ活動をやっている方はもう少し多いのではないのでしょうか。図書館サポーター以外でも、読み聞かせ活動をしている方がいらっしゃるということを知っていただきたいなと思いました。

○中央図書館長 今回は、私どもで図書館サポーターの登録をされている方だけを対象に調べさせていただきました。学校独自であったり、まちの中でも読み聞かせをしている方がいらっしゃるということは認識しているのですが、実態がどの程度あるかというのは、把握が難しいところがございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 図書館の貸出冊数なのですが、小学生が50冊近く借りているのに対して、中学生が20冊、高校になると14冊と、かなり減っていますよね。これは読書そのものの習慣が減っているのか、それとも図書館に高校生が読みたいような本がないのかという根本的な疑問があるのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○中央図書館長 中央図書館内にあるこども図書館の中でも、やはり小学生以下向けの図書が圧倒的に多く、高校生向けの図書はそれに比べれば少ないという実態はございます。ただ、実際に図書館に来ての読書活動は少ないかとは思いますが、御自身で本を読んでいるか読んでいないかというところは、私どもでの把握が難しいところがございます。私どもとしましては、少しでも本に親しめるような環境ですとか、そういったものをPRしていきたいと考えているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告 3 その他

○教育長 次に、報告 3、その他に移ります。事務局から報告事項がございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了します。本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 14 分閉会